

三重県土砂等の埋立て等の規制に関する条例の規制のあり方検討

現状

- 静岡県熱海市で発生した土石流災害を踏まえ宅地造成等規制法が、宅地造成及び特定盛土等規制法（以下、法）に改正され、三重県では盛土等により人家等に被害を及ぼしうる区域（規制区域）の指定に向けた作業を進めているところです。
- 三重県土砂等の埋立て等の規制に関する条例（以下、条例）の施行から4年が経過し、運用等の整理も行う必要があります。

課題

- 土砂等の崩落、飛散又は流出による災害の未然防止と生活環境の保全の観点から、条例を運用してきたところ、法において、盛土等による災害から国民の生命・身体を守る観点から、全国一律の基準が定められたため規制の重なりが生じています。
- 法では、土壌の汚染を防止するために満たすべき環境上の基準（土砂基準）による規制が行われないため、一定規模以上の土砂等の埋立て等については、条例で土砂基準に適合しているかを確認する必要があります。



1. 土砂災害の未然防止に関する規定の整理

- ・法の規制区域内では法と条例の構造基準の規制が重なって適用されることになるため、法の構造基準のみで十分か検討が必要です。
- ・法で、災害の発生のおそれがないと認められると整理された工事等について、条例で構造基準を適用する必要があるか検討が必要です。

2. 土砂基準の確認に関する規定の整理

- ・条例では一定規模以上の埋立て等の行為に対して許可制度としていますが、今後、構造基準を適用しないと整理した行為に対しては、許可制度に代えて届出制度としてよいか、検討が必要です。
- ・条例では、許可期間を3年以内と定めており、期間の終了時には埋立て等区域内の土壌の汚染状況の調査を求めています。届出制度とした場合に、土砂基準を確認する時期の整理が必要です。